

このような政治的な意図をもって行われた審査会での結論には、その結論に至る理由が何も記載されていません。

本件政治倫理審査会が出した結論は、同審査会作成の平成29年4月26日付審査結果通知書のとおり、結論だけが記載され、その理由が何も書かれていません。

すなわち、本件政治倫理審査会は、私が町議会議員としての活動の一環として作成配布した「いまたけんじ議会報告 第43号」において記載した「いわば“ピンハネ”しているのです。」という1文の一部のみを、文書の意味内容や前後の文脈などを一切無視し、ことさらこれを取り上げ、これが条例3条1項の「議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」同項1号「町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」との規程に抵触するというのです。

私自身、“ピンハネ”という言葉を使ったことに上品さを認めることはできず、猛省しています。しかしながら、本件政治倫理審査会のいう「不穏当な言辞を用いた」と断定されている点につき、政治倫理審査会が、どのような調査の結果、誤っていると判断されたのかを明らかにしていない点は疑問を抱かざるを得ません。

さらに、この1文の一部に過ぎない文章が、東郷町施設サービス株式会社（以下「本件会社」といいます。）の指定管理者の指定に関して妨害し、若しくは排除する等の働きかけをする行為に当たるとしました。しかし、これも結論が述べられているだけで、どうしてそのような結論になったのか理由などは明らかにされていません。この点については政治倫理審査会において、あらためて理由を明らかにすることを強く要望したく存じます。

審査結果の理由が明かされていないのは何故でしょうか。

本件会社は、「100%東郷町出資」の株式会社です（本件会社のホームページより）、株主を一人（東郷町長）とする営利社団法人です。また、本件会社の役員には、副町長が取締役として名を連ねています。そして、東郷町が発注者となる業務の競争入札に本件会社が参加し、かつ、本件会社が落札したのです。

このような事実は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）（以下「入札談合等関与行為防止法」といいます。）に抵触する蓋然性があるものとも言えます。競争入札を実施する者と入札に参加する者が、実質的に同一なの